

保 健 課 か ら の お 知 ら せ

短期給付事業について

短期給付とは、組合員とその家族（被扶養者）の病気やけが、出産、死亡、休業及び災害などに対して行う給付で、大別して法律で給付の種類や内容が定められている「法定給付」と、共済組合が財政事情などを勘案し定款で定めて支給する「附加給付」の2つがあります。

○法定給付

〈保健給付〉

給付の種類	給付事由	給付内容	
組合員に対する給付	療 養 の 給 付	公務によらない病気やけがで医療機関等を受診したとき	医療費－自己負担額（2～3割）
	入院時食事療養費	入院時に食事療養を受けたとき	食事療養に要した費用 －食事療養標準負担額 （1食につき260円）
	入院時生活療養費	入院時に生活療養を受けたとき	生活療養に要した費用 －生活療養標準負担額 （食事1食460円、居住費1日320円）
	保険外併用療養費	保険医療機関等で先進医療を受けたとき	医療費（保険適用部分） －自己負担額（2～3割）
	療 養 費	・療養の給付を受けることが困難と認めるとき ・保険医療機関等以外の医療機関から診療を受け、組合がやむを得ないと認めるとき （例：証不携帯による受診、治療用装具の作成 等）	医療費－自己負担額（2～3割）
	訪 問 看 護 療 養 費	指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき	医療費－自己負担額（2～3割）
	移 送 費	療養の給付を受けるために病院又は診療所に移送され、組合が必要と認めるとき	実費支給
	高 額 療 養 費	医療機関による診療費（入院時食事療養、入院時生活療養を除く）の自己負担額が高額なとき	自己負担額－自己負担限度額
	高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担の合計額が高額なとき	医療及び介護保険の自己負担合計額 －自己負担限度額
	出 産 費	出産したとき	40万4千円 ※制度対象分娩の場合は42万円
埋 葬 料	死亡（公務外）したとき	5万円	
被扶養者に対する給付	家 族 療 養 費	・病気やけがで医療機関等を受診したとき ・療養の給付等を受けることが困難と認めるとき又は保険医療機関等以外の医療機関から診療を受け、組合がやむを得ないと認めるとき 等 （例：証不携帯による受診、治療用装具の作成 等）	医療費－自己負担額（1～3割）
	家族訪問看護療養費	指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき	医療費－自己負担額（1～3割）
	家 族 移 送 費	家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送され、組合が必要と認めるとき	実費支給
	高 額 療 養 費	医療機関による診療費（入院時食事療養、入院時生活療養を除く）の自己負担額が高額なとき	自己負担額－自己負担限度額
	高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担の合計額が高額なとき	医療及び介護保険の自己負担合計額 －自己負担限度額
	家 族 出 産 費	被扶養者が出産したとき	40万4千円 ※制度対象分娩の場合は42万円
	家 族 埋 葬 料	被扶養者が死亡したとき	5万円

〈休業給付〉

給付の種類		給付事由	給付内容
組合員に対する給付	傷病手当金	公務によらない病気やけがで勤務できなくなり、給料の全部又は一部が支給されない場合	給料日額 × 2/3 × 1.25 × 日数
	出産手当金	出産のために勤務できなくなり、給料の全部又は一部が支給されない場合	給料日額 × 2/3 × 1.25 × 日数
	休業手当金	被扶養者の病気や公務によらない不慮の災害等のために欠勤し、給料の全部又は一部が支給されない場合	給料日額 × 0.6 × 日数
	育児休業手当金	育児休業したときに、給料の全部又は一部が支給されない場合	〈育児休業開始日から 180日に達するまでの期間〉 ※土日祝を含む 給料日額 × 1.25 × 日数 × 67/100 (給付日額の上限 12,973円)
			〈育児休業開始日から 181日以降の期間〉 給料日額 × 1.25 × 日数 × 50/100 (給付日額の上限 9,681円)
介護休業手当金	介護休業したときに、給料の全部又は一部が支給されない場合	給料日額 × 1.25 × 日数 × 40/100 (給付日額の上限 7,745円)	

〈災害給付〉

給付の種類		給付事由	給付内容
弔慰金	金	水震火災その他の非常災害により、死亡したとき	給料月額 × 1.25
災害見舞金	金	非常災害により、住居や家財に損害を受けたとき	損害の程度に応じて支給
家族弔慰金	金	水震火災その他の非常災害により、被扶養者が死亡したとき	弔慰金の7割

○追加給付

給付の種類		給付事由	給付内容
組合員に対する給付	一部負担金払戻金	自己負担額が基礎控除額を超えたとき	自己負担額 - 基礎控除額 (注) (100円未満切り捨て) (1,000円未満は不支給)
被扶養者に対する給付	家族療養費附加金		
	家族訪問看護療養費附加金		

上位所得者の追加給付の基礎控除額が平成27年4月診療分から変更されます

(注)

科 目	所得区分	平成25年度 (4月診療分から)	平成26年度 (4月診療分から)	平成27年度以降 (4月診療分以降)
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	一般	25,000円	25,000円	25,000円
	上位	33,000円	41,000円	50,000円
合算高額療養費に伴う 一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	一般	50,000円	50,000円	50,000円
	上位	66,000円	82,000円	100,000円

※1 所得区分「一般」は、給料月額424,000円(特別職530,000円)未満の者

※2 所得区分「上位」は、給料月額424,000円(特別職530,000円)以上の者

※3 合算高額療養費とは、世帯合算などで複数のレセプトが合算した場合に算定された高額療養費